

ルメリのユリユクから征服者の子孫たちへ

——オスマン朝における準軍人身分の「遊牧民」の成立と展開——

岩 本 佳 子

1. はじめに
2. ルメリのユリユクの成立
3. ルメリのユリユクの働き——オスマン朝中央との関係を中心に——
4. ルメリのユリユクの再徴用から征服者の子孫たちの成立へ
5. むすびにかえて

1. は じ め に

13世紀にユーラシアの広大な領域を征服したモンゴルは、征服地の社会、経済、文化に変化をもたらし、後世の歴史に大きな影響を与えた。現トルコ共和国領であるアナトリアもその例に漏れず、モンゴル軍襲来以前にアナトリアの大半を支配していたルーム・セルジューク朝はイル・ハーン朝を宗主としてアナトリアの支配を続けたものの、14世紀初頭にルーム・セルジューク朝は断絶し、アナトリアは各地に打ち立てられた君侯国 *beğlik*、ビザンツ帝国、それにヴェネツィア、ジェノヴァ、マムルーク朝といった各勢力が合従連衡と衝突を繰り返す時代を迎えた⁽¹⁾。このポスト・モンゴルの混沌とした情勢の中で歴史の表舞台に姿を現したオスマン朝は、当初はアナトリア西北部に位置する辺境の一君侯国に過ぎなかったが、14世紀中頃にはバルカン半島に進出し、世界史上の大帝国を打ち立てていった⁽²⁾。

このオスマン朝のバルカン半島進出に伴い、数多くの人々がアナトリアから、

(1) [Cahen 1968], [Uzunçarşılı 2010]

(2) [İnalçık 2010], [Kafadar 1996]

新たにルメリ Ruméli 州と呼ばれるようになったバルカン半島へ強制的もしくは自発的に渡っていった。それらの人々の中には、アナトリア西部に主に居住しているテュルク系遊牧民ユリユク yörük⁽³⁾がいたことが年代記⁽⁴⁾、租税台帳 *tapu tahrîr defteri*⁽⁵⁾ といった史料から確認できる⁽⁶⁾。その後、バルカン半島へ渡ったユリユクは住み着いた土地の名前等を冠してオフチャボル・ユリユク *Ofçabolu Yörükleri*、コジャジュク・ユリユク *Kocacık Yörükleri*、ナルドケ

- (3) ユリユクの語は動詞 *yürümek* に由来し、字義通りには「歩く者」、「移動する者」を意味する。15世紀初頭にヤズジュザーデ・アリー *Yazıcızâde 'Alî* によって書かれた歴史書『セルジューク朝史 *Tevârih-i Âl-i Selçuk*』では「エブルジャ・ハーン *Ebluca hân* は遊牧民 *şahrâ-nişîn ve göçgün* であった。すなわち荒野を故郷とし、ユリユク *yabân yurtlu ve yörük* であった。彼らの夏营地 *aylak* はウルタク *Urtaq*、ケルタイ *Kertay* 山という極めて大きく高い山である。その近郊にはイナンチュ *İnanç* という街があった。そして彼らの冬营地 *kışlak* もその近郊にあった」と書かれており、ユリユクが夏营地、冬营地と季節に合わせて住む場所を変える集団と意識されていたことが分かる。この他、遊牧民を指す語としては「泊まり移動する者 *konar-göçer*」、「移動する者 *göçebe*」といった遊牧民の移動性の強い生活形態に着目した語が史料では用いられている [*Yazıcızade Ali*: 11], [*Sümer 1949-50*]。

しばしば、アナトリア中部を流れるクズル・ウルマク川を挟んで、11世紀頃にアナトリアへやって来たアナトリア西部の遊牧民を「ユリユク」、遅れて13世紀頃にアナトリアへ移住したアナトリア東部の遊牧民を「テュルクメン *Türkmân*」と呼ぶと説明される [*アルジャンル 1985*]。しかし、史料の中では「スイヴァスのユリユク *Yörükân-ı Sivas*」、「アレppoのユリユク *Yörükân-ı Haleb*」などクズル・ウルマク川以東の遊牧民に対しても「ユリユク」の語が用いられる例もあり [*Sümer 1949-50*: 518-20], 「ユリユク」「テュルクメン」の用法、使い分けについてはさらなる検討を要するであろう。

- (4) 例えば、15世紀末に書かれた『アーシュクバシャザーデ史 *Tevârih-i Âl-i 'Oşmân / Âşıkpaşazâde Tarihi*』、『オルチベイ史 *Tevârih-i Âl-i 'Oşmân/Oruç Beğ Tarihi*』ではアナトリア西部のマニサ県一帯に住んでいたサルハン・ユリユク *Şaruhan Yörükleri* が、現在のブルガリア南部に位置するプロヴディフ *Filibe* 一帯へ移住させられた話が登場する。 [*Aşıkpaşazade*: 74], [*Oruç Beğ*: 28], [*Aktepe 1951-53*: 299-301], [*Çevik 1971*: 8-9], [*Gökbilgin 2008*: 13-18]
- (5) 州 *vilâyet / eyâlet*、県 *sancâk*、郡 *każâ*、郷 *nâhiye* といった一定の行政区画に住む担税者の人口、農作物等の課税対象物の生産高、担税額などの租税に関する情報が記録された帳簿史料。課税調査台帳または検地帳とも邦訳される [*DİA: tahrir*], [*Lowry 1992*]。
- (6) 835年/1431-32年（以下ヒジュラ暦 (AH) / 西暦 (AD.) の順で表記）に作成されたアルバニア県租税台帳では、スイバーヒーの名前の横に「西アナトリアからバルカン半島へ移住した」という旨が端書として書かれる例がいくつもある [*TT.d.1M*], [*Aktepe 1951-53*: 301-03], [*İnalçık 1987*]。

ン・ユリユク Na'döken Yörükleri, セラニク⁽⁷⁾・ユリユク Selânik Yörükleri, テキルダ―⁽⁸⁾・ユリユク Tekird(ṭ)âğı Yörükleri, ヴィゼ⁽⁹⁾・ユリユク Vize Yörükleri と呼ばれる諸集団を形成した。本稿では、これらバルカン半島すなわちルメリ州に住むユリユク諸集団をまとめて「ルメリのユリユク」⁽¹⁰⁾と呼ぶこととする。そして、17世紀末にはこれらルメリのユリユクをもとに「征服者の子孫たち evlād-ı fātiḥān」という集団が設立された。

ルメリのユリユク、征服者の子孫たちについては、半世紀近く前にギョクビルギン M. T. Gökbilgin が年代記、行政文書、財務帳簿といった各種史料を駆使して、アナトリアからバルカン半島へユリユクが移住していきルメリのユリユクが成立していく過程、16世紀におけるルメリのユリユク諸集団の居住先や人口そして担税額の変遷、17世紀末における征服者の子孫たちの成立をバルカン半島のテュルク化の観点から論じており⁽¹¹⁾、その後の研究に大きな影響を与えている⁽¹²⁾。しかし、これらの研究はテュルク化、イスラーム化の問題に主眼が

(7) 現ギリシア共和国テッサロニキ県。トルコ語名はセラニク。

本稿では、史料原文での固有名詞表記を尊重するため、また現在の地域区分とオスマン朝時代のそれが必ずしも一致するわけではないことを考慮して、地名は原則オスマン語での表記を採用する。ただし、既に日本語での表記が定着している一部地名については、初出の場合のみカタカナで慣例表記、続けてオスマン語のラテン文字転写表記を記し、以降は慣例表記のみを記す。

(8) 現トルコ共和国テキルダ―県。別名ロドスジク。現在の地名としてはテキルダ―だが、テキルダ―・ユリユクに対しては「タンルダ―・ユリユク Tañrd(ṭ)âğı Yörükleri」という表記も史料、一部研究書では見られる。本稿ではテキルダ―・ユリユクの表記を採用した。テキルダ―・ユリユクについて詳しくは [Çevik 1971] を参照されたい。

(9) 現トルコ共和国クルラレリ県ヴィゼ市。

(10) 16世紀において、史料では通例「ナルドケン・ユリユク」、「セラニク・ユリユク」といったユリユクの集団名で言及されている。ただし、これらユリユクは先述の通りいずれもバルカン半島に居住しており、総称として「ルメリにいるユリユク Ruméli'de vâki' yörükleri / Ruméli'de olan yörükleri」という表現が見られる例もある [MD5: 305-07]。本稿では議論のために、これらバルカン半島に住むユリユクの総称として「ルメリのユリユク」という呼称を採用した。なお、17世紀になると各集団名を逐一上げるのではなく、「ルメリに住むユリユクの一団 Rüméli'de sâkin olan yörük ṭâyifesi」 [MD101: 17] とまとめて呼ぶことが増加している。

(11) [Gökbilgin 2008]

(12) 例えば [Çevik 1971], [D'Á: Evlad-ı Fatihan], [Halaçoğlu 2006: 20-22],

置かれ、また16世紀の租税台帳を基本史料としたために、バルカン半島においてユリユクが何故一定の集団として17世紀にいたるまで存在し続けたのか、オスマン朝社会の中でルメリのユリユクはどのような役割を果たしたのか、そしてルメリのユリユクをもとに17世紀末に征服者の子孫たちという300年以上前のバルカン半島征服の故事を彷彿させる名をもつ集団が成立した理由は何かといった問題は解明されていない。

そこで本稿では、従来の研究ではあまり注目されてこなかった史料、さらに各種史料の関係にも着目して、制度史、政策史の観点からルメリのユリユクの成立過程と様々な事例から窺い知れるルメリのユリユクとオスマン朝中央政府との関係、征服者の子孫たちの設立過程とその理由を明らかにする。それにより、オスマン朝史、オスマン朝のバルカン半島支配の解明のみならず、前近代の社会において人々が支配者層といかなる関係を結び、一定の集団を形成してコミュニティを維持していたのかという問題に対する一つの事例を提示したい。

2. ルメリのユリユクの成立

既に述べたように、14世紀から15世紀にかけてアナトリアからバルカン半島へユリユクを含めた多くの人々が渡っていった。それでは、移住先のバルカン半島でいかにしてルメリのユリユクという集団が形成されていったのであろうか。本章では、ルメリのユリユクの成立過程とその特徴を法令集 *ḵānūn-nāme*⁽¹³⁾、租税台帳から明らかにする。

オスマン朝で作成された法令集の中で、征服者 *Fātiḥ* の渾名で知られるメフメト2世、バヤズィット2世、立法者 *Ḵānūnī* と渾名されるスレイマン1世時

[Halaçoğlu 2011: xvi-xix], [Orhonlu 1987: 3-5, 26-28], [Şerefgil: 1981a] 等の研究はいずれもギョクビルギンの研究成果に依拠している。[Çetintürk 1943] はユリユクに関する法の研究の中で、ルメリのユリユク、征服者の子孫たちに触れている。また、[Refik 1989] はルメリのユリユク、征服者の子孫たちに関する命令をいくつも紹介している。

(13) シャリーアに対して行政や財政に関する規定を成文化した世俗法カーヌーンの集成 [Barkan 1943], [Fatih KN: 3-301], [İnalçık 1969]。

代に作成された法令集には、ユリユクに関する規定がいくつか見られる。以下にその一部を引用する。なお、番号は便宜的に筆者が付したものである。

i. ユリユクの法令集 *kānūn-nāme-yi yörükān*。24人中1人はエシキンジ *eş-kinci*、3人はチャタル *çatal*、20人はヤマク *yamāk* と（分類）される。前述のエシキンジはジェベリユ *cebelü*⁽¹⁴⁾の旗竿、その鉄（製の武器）、矢の飾り羽 *yelek*、弓矢、劍、盾を不足なく用意せよ。10人のエシキンジにつき1頭の駄獣と1張の天幕 *tenktür*（を用意）せよ。ユリユクのエシキンジ、チャタル、ヤマクは大麦と藁を（用意すること）、砦を作ること *hişār yapmak* やその他アヴァールズ *'avārız*（税の支払い⁽¹⁵⁾）にはかかわらない。（エシキンジ、チャタル、ヤマクは）戦役へ赴く年にサーラール税 *sālārılık*⁽¹⁶⁾は払うな、と周知させよ。

[Fatih KN: 354-55], [Barkan 1943: 393]

ii. 帝王の免状 *berāt-ı hümayūn* を持っていて、実際に鷹匠 *d(ṭ)oğancı*（として鷹を供出する役）を務めている鷹匠は臣民 *re'ayā* ではない。戦争へ赴くヤヤ *eşer yaya* やミュセツレム *müsellem* やジャンバズ *canbaz* やユリユクやタタール *tātār* やヴォイヌク *voynuq*⁽¹⁷⁾の一团は軍人身分 *'askerī* である。[Bayezid II KN : 60-61]

iii. 帝王の台帳 *defter-i sâhī* にエシキンジのユリユクやタタール *eş-kinci yörük ve tātārları* から25人（ごと）を1オジャク *ocaq*（という集団にまとめ）、5人の当番のエシキンジ *növbetlü eş-kinci*、20人のヤマクを（台帳に）記録する。帝国の戦役（が起こったり）、帝王のための奉仕が行われるときに、当番のエシキンジは、政庁 *dīvān* のアヴァールズ税の代わりに君主の昔からの法 *kānūn-ı kâdim-i sulṭānī* に従って、50アクチュエの賦課 *haraçlık* をその（エシキンジと同

(14) スーパーヒーの部下として戦役に同行する兵士 [Osmanlı tarih deyimleri: *cebelü*]。

(15) アヴァールズ税は戦役がある年に臣民に課せられる戦時税。後に毎年徴収される税となった。

(16) 別名サーラーリーエ *sālārīye* 税。十分の一税 *'öşür* とあわせて土地の産物の一部を高官に納めた [Fatih KN: 176-77, 355]。

(17) いずれも平時には臣民のように農耕に従事する一方、戦時には軍人と同じく戦闘へ参加することと引き換えに一部税の免除特権を持つ集団 [Doğru 1990], [Doğru 1997], [Kütükoğlu 2000], [Şerefgil 1981b], [Yılmaz 1999]。

じオジャクに属する) ヤマクたちから徴収して戦役に赴く。奉仕や戦役がないときにエシキンジはヤマクから何も取ってはならない。[Kanuni KN: 693, 698-99, 705, 718-19], [Murad III KN: 536]

iv. スバシ *subaşı*⁽¹⁸⁾や兵団長 *çeribaşı*⁽¹⁹⁾は毎年(太陽暦)マルト月初めに *Mârt ibtidâsında* (税)を取る。これらの者はスイパーヒーの一部であるからだ。スバシや兵団長は毎年(税)を取るために、(ヤマクの)既婚者から50(アクチュエ), 未婚者から25アクチュエのヤマク税 *resm-i yamâk* を取る。エシキンジが戦役へ赴く際には、奉仕に対するものであるので既婚や未婚に関係なく(スバシ, チェリバシュはヤマクから)50アクチュエのヤマク税全額を徴収する。[Kanuni KN: 693, 699, 705, 719], [Murad III KN: 536]

v. ヤマクは50アクチュエの税を支払うのでアヴァールズ(税支払い)の要求は不法である。[Kanuni KN: 693, 699, 705, 719], [Murad III KN: 536]

vi. エシキンジの一団の一部が貧者 *pîr-i fânî* や破産者 *müflis* となり、帝王の奉仕に耐えることができず、その代わりに(エシキンジとして台帳に)登録されるに相応しい子孫もない場合、(そのエシキンジは)エシキンジ職を放棄してヤマクとなり、ヤマクの中から有能な者がエシキンジになり、その(新たにエシキンジになった者の)子孫や兄弟がヤマクになることが昔からの法である。([Kanuni KN: 693, 699, 705, 719], [Murad III KN: 537])

i. より、メフメト2世時代にはユリユクが24人ごとにまとめられており、1グループにつき1人の比率で任命されるエシキンジについては、戦争へ行く代わりに一部の税の支払いが免除されていたことが分かる。ii. では、ユリユクは臣民ではなく軍人身分であると定められている。さらに、iii., iv. より

(18) 都市の治安維持役、各郡の郡都規模の町の執政官をつとめる軍政官 [Osmanlı tarih deyimleri: *subaşı*]。

(19) スイパーヒー、ヤヤ・ミュセツレム、ヴォイヌクといった軍人を統轄する上位軍人 [Osmanlı tarih deyimleri: *çeribaşı*]。スバシ、兵団長ともに2万アクチュエ以上10万アクチュエ未満の知行ゼアメト *ze'âmet* を受領する軍人である。ルメリのユリユクの管轄権、税の徴収権は2万アクチュエ未満の知行ティマル *tûmâr* を受領するスイパーヒー *sipâhî* や、10万アクチュエ以上の知行ハース *hâşş* を受領する高官ではなく、チェリバシュ、スバシのようなゼアメト受給者 *zâ'im* に与えられていた。

スレイマン1世時代にはユリユクが25人ごとにオジャクという集団にまとめられ、その中の5人がエシキンジ、残り20人がヤマクとされ、戦時はヤマク1人につき50アクチュエの賦課がエシキンジに支払われていたこと、平時にはヤマク1人あたり既婚者からは50アクチュエ、未婚者からは25アクチュエのヤマク税が徴収されていたことが分かる²⁰⁾。また、i., v. よりエシキンジが戦役や奉仕活動に参加することと引き換えにオジャクの成員全員がアヴァールズ税の免税特権を有していたこと、vi. よりエシキンジ、ヤマクの地位は原則世襲の身分であり、エシキンジ身分を引き継ぐものがない場合は同じオジャクのヤマクからエシキンジを補充してオジャクを維持していたことが確認できる。ii. では確かにユリユクは軍人身分とされているが、iii., iv. から分かるようにユリユクのヤマクには平時戦時問わず毎年25から50アクチュエの税の支払いが義務付けられており、エシキンジがヤマクから税を徴収できるのは戦時のみである。ユリユクは通常の軍人身分のように全ての税が免除されているわけでもなく、俸給や徴税権が例年授与されているわけでもない。すなわちルメリのユリユクは税を支払う臣民身分と税を徴収し代わりに戦争に参加する軍人身分の間に位置する「準軍人」とでも言うべき集団であったと言えよう。そして、これらユリユクの持つ免税特権、特殊な身分を正当化する根拠はiii., vi. で「昔からの法」と述べられているように慣習に基づく戦役や奉仕活動への参加であった。

16世紀に入ると、これらエシキンジ、ヤマクのユリユクを対象とした租税台帳（本稿では以下ユリユク台帳と呼ぶ）が複数作成された。950年ズー・ル＝ヒッジャ月中旬／1544年3月上旬－中旬にはコジャジユク・ユリユク台帳 [TT.d.222]、ナアルドケン・ユリユク台帳 [TT.d.223]、オフチャボル・ユリユク台帳 [TT.d.224]、セラニク・ユリユク台帳 [TT.d.225]、ヴィゼ・ユリユク台帳 [TT.d.226]、テキルダー・ユリユク台帳 [TT.d.230] が作成された²¹⁾が、これ

(20) オジャクの構成員の数はメフメト2世期の24人からスレイマン1世期に25人に増員され、16世紀末には30人に増やすよう命令された。但し、増員命令発布後もオジャクの構成員の数が25人のままの例も散見される。[Murad III KN: 535-41], [Gökbilgin 2008: 19-42]

(21) 16, 17世紀に作成されたユリユク台帳の一覧については[表1]を参照されたい。

らユリユク台帳に記録されたユリユクは、いずれもアナトリアではなくバルカン半島に居住しており、行政区分上はルメリ州に属するルメリのユリユクであった。そして、これらユリユク台帳には共通してiii. からvi. の規定を含む法令集が付され、オジャクごとにエシキンジとヤマクの名前とその人数、ヤマクが支払うヤマク税のオジャクごとの総額が記されている。結婚税 *resm-i 'arūsāne*, 罰金 *cürüm ü cināyet*, 家畜税 *resm-i haymāne* などはユリユクからも徴収され、前述の兵団長等に支払われてはいたが、これらの税についてはユリユク全体での総額が台帳の冒頭に記されるのみである²²⁾。通常、臣民に課せられる耕地税 *resm-i çift*, 十分の一税は原則としてルメリのユリユクには課せられていない。ルメリのユリユクはこのように通常の臣民とは異なる税制のもとに置かれていたために、セラニク、ヴィゼ、テキルダールといった各県の租税台帳とは別に、ユリユクのみを記録した特殊な租税台帳すなわちユリユク台帳が作成されていたのである。

法令集におけるユリユク関連の規定とユリユク台帳の記録から、ルメリのユリユクが15世紀から16世紀にかけてオジャクごとに組織化され、「慣習に基づき戦争や奉仕活動に加わる」ことを根拠に免税特権を持つという一般の臣民とも軍人とも異なる準軍人集団を形成していたことが明らかとなった。それでは、これらルメリのユリユクは戦役、奉仕活動の場においてどのような働きをしていたのであろうか。

3. ルメリのユリユクの働き——オスマン朝中央との関係を中心に——

本章ではルメリのユリユクがオスマン朝社会の中でどのような働きをしていたのかをルメリのユリユクに対して下された命令の分析を通じて明らかにする。そのために、枢機勅令簿 *Mühimme Defteri*²³⁾ と呼ばれる史料群を用いる。

²²⁾ [Gökbilgin 2008: 43-46]

²³⁾ 御前会議 *dīvān-ı hümāyūn* により発布された勅令、命令の記録簿。命令の宛先、内容、日付が記されている。枢機勅令簿フォンド群の特徴、フォンド群に性質の異なる史料群が混入している問題、枢機勅令簿という訳語については [Emecen 2011: 111-57], [澤井 2006] を参照されたい。

ルメリのユリユクは免税特権と引換に戦争に兵員として参戦するのみならず、平時も命令に従い様々な労役に従事していたことは先行研究で指摘されているが²⁴⁾、16世紀に発布された70巻近い枢機勅令簿²⁵⁾の中で、ルメリのユリユクに対して発せられた戦役や奉仕への参加を命ずる命令は、内容別に以下のように大別できる。

- ・戦役への参加²⁶⁾ ・大砲の輸送²⁷⁾ ・城塞の防衛²⁸⁾ ・城塞の建造、補修²⁹⁾
- ・鉾山での労役³⁰⁾ ・砲弾の製造³¹⁾ ・船の建造、修理³²⁾ ・橋の建造、補修³³⁾
- ・水道の建造、補修³⁴⁾

これら命令の発布時期、内容、命令相互の関係を分析するために、本稿では

24) [Çetintürk 1943: 111-12], [Çevik 1971: 33-36, 48], [DİA: eşkinçi], [Gökbilgin 2008: 78, 81, 84], [Refik 1989]

25) 首相府古文書局オスマン文書館 T.C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü Osmanlı Arşivi Daire Başkanlığı (以下 BOA と略す) 所蔵枢機勅令簿フォンドでのユリユクに対する命令の初出は967年ラビー・ル＝アウワル月2日／1559年12月2日付命令になるが [MD3: 247]、これより早い959年／1551-52年には、ナルドケン・ユリユク、セラニク・ユリユクに対する戦役参加令、テッサロニキの城壁修復のためにナルドケン・ユリユクから人を供出することを求める命令が発布されていたことがトプカプ宮殿博物館図書館 Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi 所蔵枢機勅令簿から確認できる [Yaşaroğlu 1995: 33-34, 104, 440-41]。

26) [MD6: 248], [MD12: 104, 113, 400], [MD14: 277, 725, 862, 1108], [MD19: 190], [MD24: 13, 98, 116, 185-86, 317], [MD36: 131, 188, 208], [MD39: 187], [MD40: 154], [MD44: 33], [MD53: 283]

27) [MD3: 247], [MD5: 304-05, 307], [MD7: 1]

28) [MD3: 435], [MD6: 222], [MD12: 562]

29) [MD3: 247], [MD22: 14, 27], [MD27: 187, 336], [MD29: 48, 123], [MD30: 333], [MD39: 31, 353], [MD46: 343], [MD47: 57], [MD48: 369], [MD52: 35, 161, 359], [MD53: 19], [MD61: 46]

30) [MD7: 1, 368, 500, 613-14], [MD14: 378], [MD24: 98], [MD27: 60], [MD39: 238, 297], [MD44: 33]

31) [MD7: 719], [MD19: 19], [MD23: 63], [MD26: 259], [MD33: 339-41], [MD34: 45], [MD36: 50], [MD39: 278], [MD42: 216], [MD46: 362], [MD48: 368], [MD60: 213], [MD70: 101]

32) [MD5: 395, 415], [MD12: 20, 23, 640], [MD14: 1124], [MD16: 34], [MD26: 266], [MD26: 243], [MD40: 107, 249, 317] 造船所におけるユリユクの労役については [Bostan 2003] を参照されたい。

33) [MD7: 1, 535, 615]

34) [MD3: 382], [MD6: 108], [MD42: 257], [MD47: 152] 水道敷設におけるユリユクの労役については [İlhan 2008: 41-66] を参照されたい。

キプロス島征服に関連する命令に着目する。

978年ムハッラム月／1570年6-7月，ヴェネツィア共和国の支配下にあったキプロス島にオスマン軍が上陸し，オスマン朝のキプロス島征服は始まった。978年ラビー・ル＝アーヒル月8日／1570年9月9日には島のほぼ中央に位置するニコシア *Lefkoşa* がオスマン軍に占領される。その後，オスマン軍は島の北東に位置するファマグスタ *Mağusa* に迫るが，冬が来たために春まで休戦となった⁽³⁵⁾。まさにこの休戦期間中である978年シャーバーン月7日／1571年1月4日にナアルドケン・ユリユク， ヴィゼ・ユリユク， テキルダー・ユリユクへキプロス戦役への参加命令が發布され，キプロス島へユリユクを送るための船が用意された⁽³⁶⁾。3日後のシャーバーン月10日／1月7日にはヴィゼ・ユリユクに対して再びキプロス戦役への参加命令が發布されている⁽³⁷⁾。翌月にあたるラマダーン月20日／2月15日にはコジャジユク・ユリユクに対してもキプロス戦役への参加が命令される⁽³⁸⁾。ユリユクの徴用命令は月が変わっても止むことはなく，シャウワール月10-11日／3月7-8日にはコジャジユク・ユリユク， ヴィゼ・ユリユク， テキルダー・ユリユクに加えてセラニク・ユリユクにもキプロス島戦役への参加命令が下されている⁽³⁹⁾。実に3ヶ月の間に計6回もルメリのユリユクへ戦役への参加命令が下されたこととなる。

キプロス戦役の中で，ルメリのユリユクに対して下された命令は戦役の参加のみに限らない。四方を海に囲まれたキプロス島を征服するためには，当然のことながら大量の船が必要であった。キプロス戦役のため緊急に生じた船の需要に応えるため，造船の仕事に多くの者が駆り出されることとなったが，この駆り出された中にはルメリのユリユクも含まれていた。978年ラマダーン月22日／1571年2月17日には，15隻のガレー船を建造するためにルメリのユリユクその他へ材木を供出することが命じられた⁽⁴⁰⁾。ラマダーン月24日／2月19日に

(35) [DĪA: Kıbrıs]

(36) [MD14: 862]

(37) [MD14: 725]

(38) [MD12: 104]

(39) [MD12: 113], [MD14: 1108]

(40) [MD12: 20]

発布された命令の中ではナアルドケン・ユリユクのエシキンジにヴァルナ Varna⁽⁴¹⁾港で造船の仕事に従事することが、そしてラマダーン月25日／2月20日には造船に必要な材木を供出することが命令されている⁽⁴²⁾。キプロス戦役に関連してルメリのユリユクに命じられた仕事は造船関係に留まらず、キプロス戦役開始直後の978年ラビー・ル＝アーヒル月27日／1570年9月28日には、ナアルドケン・ユリユクに鉱山で砲弾を製造せよという命令がまた下されている⁽⁴³⁾。

休戦期間の冬が終わり、春を迎えるとオスマン軍は戦闘を再開した。そして、979年ラビー・ル＝アウワル月9日／1571年8月1日にファマグスタは陥落し、キプロス島はオスマン朝により完全に征服された⁽⁴⁴⁾。これらキプロス戦役に関する命令から、休戦期間の冬の間は兵力の増大と装備の増強を図るという目的で、兵員や戦争に関連する各種仕事に従事する人材、労働力を提供する集団としてルメリのユリユクが活用されていたことがうかがえる。このように、兵員、非戦闘員問わずオスマン朝の軍事行動において欠かせない各種仕事への労働力の供給源としてルメリのユリユクは機能していたのである。

枢機勅令簿からはさらに、オスマン朝中央政府がルメリのユリユクを労働力として活用することに対してルメリのユリユクの側がどのように反応し対応していたのかも読み取る事ができる。

一例をあげると、前述の [MD14: 378] では砲弾製造の仕事への参加を命じられたナアルドケン・ユリユクの一部が米農家 *çeltükçi*、鷹匠 *d(ṭ)oğancı* の身分を主張して各種奉仕活動への参加を拒否していると述べられている。また、982年サファル月3日／1574年5月25日に発布された命令の中では、ヴィゼ・ユリユクが「我々はティマル地に住み着いて耕作を行なっているのでユリユクではなく通常の臣民である」と主張し、各種奉仕活動への参加を拒否していることが記されている。この事態に対して「ユリユクの子はユリユクである」とユリユクが世襲身分であることを改めて強調し、勝手にユリユク身分から離

(41) 現ブルガリア共和国ヴァルナ市。黒海に面した港町。

(42) [MD12: 23], [MD14: 1108]

(43) [MD14: 378]

(44) [DÍA: Kıbrıs]

脱することを禁止、違反者は処罰することが命令された⁽⁴⁵⁾。このような命令への服従拒否は兵員としての徴用にも及び、982年ムハッラム月3日／1574年4月25日付の命令では、ヴィゼ・ユリユクが戦役への参加命令が發布されたにもかかわらず、一部が命令に従わなかったことを問題視し、ムハッラム月10日／5月2日までにガリポリ Gelibolu 港へ到着しなかった者はユリユク身分を剥奪し、キプロス島へ追放するとまで述べている⁽⁴⁶⁾。しかし、このような厳しい施策をもってしても、ルメリのユリユクの命令拒否と命令違反者の処罰命令は16世紀を通じてなくなることはなかった⁽⁴⁷⁾。

ただし、オスマン朝は命令に従わないルメリのユリユクをただ処罰していただけではない。989年ラビー・ル＝アウル月16日／1581年4月20日に出された命令では、ナアルドケン・ユリユクの230オジャクが戦役への参加を拒否したことを受け、戦役への参加の代わりに、城塞と橋の修復の仕事をさせるよう命じている⁽⁴⁸⁾。また、978年シャウワール月17日／1571年3月14日付の命令では、ユリユクの間で疫病が流行り、牧草地在り荒廃し多数の死者が出たために命じられた仕事に赴くことが難しくなったことを受けて、新たな牧草地在りユリユクに割り当て、1オジャクにつきヤマク5人を新たに任命し、ユリユク台帳に新規登録するように述べている⁽⁴⁹⁾。

時代は少し下るものの、1011年／1602-03年にヴィゼ・ユリユクとチンゲネ・ミュセッレム⁽⁵⁰⁾のアーミール Mîr-i Yörükân-ı Vize ve Müsellemân-ı Çingeneyân

(45) [MD24: 327] また、セリム2世期に作成された法令集には「勝手に1年間戦役に参加しなかったユリユクは居住地を変更しトラブゾンもしくはモレア／ペロポネソス半島 Mora へ追放する。2年以上戦役に参加しなかった者にはより厳しい処罰をくわえる」という規定が記されている [Selim II KN: 220-59]。

(46) [MD24: 163]

(47) 枢機勅令簿における本文で言及した以外のルメリのユリユクに対する命令拒否者の処罰命令は以下の通りである。[MD5: 424, 579], [MD6: 468], [MD7: 535], [MD9: 26], [MD14: 277, 378], [MD19: 277], [MD27: 60, 151], [MD35: 244], [MD36: 271], [MD39: 23, 31, 187, 208], [MD40: 107, 154], [MD43: 15], [MD44: 33], [MD52: 22], [MD58: 342], [MD61: 46]

(48) [MD44: 33]

(49) [MD12: 279]

(50) ルメリ州において、いわゆる「ジプシー」はチンゲネ・ミュセッレムという独自の行政単位にまとめられ、命令に従い特定の仕事に従事することと引き換えに

であるスレイマンが中央政府に対して以下の上奏を行なっている⁵¹⁾。

天を経巡る宮廷，天空の如き力持つ宮殿の土に向けて，卑小なる下僕にして土塊の如き一粒（たる小生）が上奏することは以下の通りです。すなわち我々が支配しているヴィゼ・ユリュクのエシキンジとチングネ・ミュセッレムと兵団長とともにモンテネグロのバージュ鉱山 *Bâc Ma'deni* で砲弾（製造）の奉仕 *top yuvalığı hizmeti* に人を（送り）「すぐ急いで出立し，すぐに砲弾を作れ *top yuvalıkları dökmek arınca olası*」と言う命令が伝令 *mu'ti* へ届きました。その後，聖なる命令に基づいて任命された帝王の *pādişāh-yāfte* 奉仕へエシキンジ，ミュセッレム，兵団長を供出 *ihrāc* する時に，メヴクーファート局の代官 *Mevkūfāt Emīni*⁵²⁾ であるムスタファ・チャヴシユが前述の（エシキンジ，ミュセッレムの）一団をいじめ「まさに今年（AH.）1011年はお前たちに対して戦役も奉仕もない。国庫のために（戦役や奉仕の代わりに）相当額の税 *bedeliye* を徴収せよとの聖なる命令が私に届いた」（と主張しており），勅令で命じられた帝王の奉仕が遅れてしまっています。メヴクーファート局の代官は他の（郡の）法官 *kađı* でもあり，あちこちの郷を見回っています。エシキンジ，ミュセッレム，兵団長は「砲弾（製造）の奉仕へ行かせないで下さい。（例えば，我々と同じ立場で）あなたが（戦役や奉仕に）行ったとしても，後々，あなたの富は国庫の相当物の税 *mīri bedeliye* のために売られ（結局，税が取られ）てしまうでしょう」と警告強調し訴えています。さて，前述の奉仕へエシキンジやミュセッレムや兵団長が赴かなければ，砲弾は出来ず（奉仕が）なくなることは確実です。先述の代官にこの件で干渉や介入をさせないために，前述の（エシキンジやミュセッレムの）一団をいじめることを妨げ防ぐようご命令下さい。エシキンジやミュセッレムや兵団長が勅令で命じられ任された奉仕へ出かけていくことが（でき）ない場合は，政務が実行さ

一部税の徴集が免除されていた [Altınöz 2007], [Altınöz 2010]。

51) [ĪE.AS. 14/1329]

52) ヤヤ，ミュセッレムから一年ごとに税を徴収する各県のメヴクーファート局に属する代官 [Sertoğlu 1986: 223]。

れるために崇高なる榮譽や聖なる命令（の発布）を求めます。

この「モンテネグロの鉱山での砲弾製造の仕事へ従事するよう命令が下ったものの、他の行政官が不当に税を徴収し、仕事を妨害している」との訴えに対し、中央政府はこのように返答している。

今後、（エシキンジ、ミュセツレムの）仕事へ（他の行政官を）介入させるな。2人ずつ当番の者 *növbetlü* を徴用せよ。命令に従ってバージュ鉱山での（大砲の）弾（製造）の仕事をさせることは正しいことである。

（エシキンジ、ミュセツレムを）徴用せよ。（他の行政官の）妨害があれば知らせよ。

ヴィゼ・ユリユクのアミールが訴え出た結果、宮廷はヴィゼ・ユリユクから代官が税を不当に徴収することを禁止している。この事案からルメリのユリユクは戦役や奉仕への参加義務を負担として拒否するばかりではなく、与えられた免税特権や自らの準軍人という特殊な身分を行政官の勝手な介入や税の不法な徴集に対する抵抗手段として用いていたことが読み取れる。

ルメリのユリユクは16世紀を通じて、兵員としても非戦闘員としても戦役のために必要な労働力の供出源であったが、時に中央政府の施策に反発し抵抗し、また自らの特権を主張することで行政官からの不当な扱いをはねのけてもいた。中央政府はこのようなルメリのユリユクの扱いに苦心しつつも、時に一定の譲歩を示したりユリユクを保護したりすることで集団の消滅や崩壊を避け、その維持管理に努めていたのである。

4. ルメリのユリユクの再徴用から征服者の子孫たちの成立へ

本章では、17世紀末にルメリのユリユクを基に征服者の子孫たちが成立した⁵³理由を考察する。

枢機勅令簿の中のルメリのユリユクに関する命令の数は、17世紀に入っか

⁵³ [DİA: Evlad-ı Fatihan], [Gökbilgin 2008: 255-56]

ら大きく減少する⁵⁴⁾。しかし、ユリユク台帳そのものは17世紀を通じて定期的に作成され続けており、エシキンジやヤマクの名前や人数、ヤマクが支払うヤマク税の額を把握しようとの試みは続けられている。すなわち、戦役や労役への参加命令は発布されなくなったものの、ルメリのユリユクという集団そのものは解体されていない。ルメリのユリユクは、その兵員もしくは非戦闘員としての活動が減少しても、特殊な税制を適用された集団として17世紀を通じて存続していたことがユリユク台帳から確認できる。

1683年の第2次ウィーン包囲での敗北、戦争や軍事的対立の長期化により、オスマン朝は増大するヨーロッパ諸国の軍事的脅威に対抗する必要にかられ、軍や疲弊した制度の立て直しに乗り出した⁵⁵⁾。そのような時代背景の中で、1101年ムハッラム月上旬／1689年10月中旬-下旬に、実に半世紀ぶりにルメリのユリユクに対する兵員としての徴用令が発布されている⁵⁶⁾。この命令を皮切りに、1690から92年にかけてルメリのユリユクの戦役への参加命令⁵⁷⁾が枢機勅令簿の中に再び登場し始める⁵⁸⁾。17世紀末に征服者の子孫たちが誕生する前に、ルメリのユリユクは兵員として再び徴用されるようになったのである。

ルメリのユリユクから兵員を徴用するためにはルメリのユリユクの成員の数、

54) 17世紀に入ってからには僅かに [MD78: 788], [MD79: 28], [MD85: 218] にルメリのユリユクの軍務での動員命令、命令拒否者の処罰命令が登場する程度である。

55) 例えば、免税特権と引き換えに街道の防衛、管理、治安維持を行わせる峠守 *derbendci* 制度は17世紀末から18世紀にかけて立て直しに向けた施策がとられた [D'Á: *derbend*], [Halaçoğlu 2006: 71-77, 94-108], [Orhonlu 1990]。

56) [MD99: 3], [Refik 1989: 79-80]

57) アナトリア東部、南東部のテュルクメンやクルド諸部族にも戦役への参加命令が1101年／1689-90年に数度発布されている [MD99: 47-56, 100], [Refik 1989: 81-90]。また、1103年ムハッラム月上旬／1691年9月下旬-10月上旬付の命令では、戦役への参加を命じられたクルド、テュルクメン諸部族が命令に従わずガリポリ半島に逃げこんだことに触れている [MD102: 46], [Refik 1989: 99]。

ただルメリのユリユクとは対照的に、アナトリア南東部のテュルクメン、クルド諸部族に対する戦役への参加命令は1691年以後発布されず、かわって現在のシリア共和国北部に位置するラッカ県への定住化命令が度々発布されるようになった [Halaçoğlu 2006], [Orhonlu 1987]。

58) [MD99: 152, 163-164, 170-171], [MD100: 12-13, 16, 62], [MD101: 17], [MD102: 9, 41, 150, 168, 204, 206], [Refik 1989: 91-92, 98]

名前, 居住地を把握しておくことが必要である。必然的に, ルメリのユリユクの徴用令が増加するにつれて, ユリユク台帳の作成令が次々と発布されるようになり⁵⁹⁾, 1102年/1690-91年にルメリ州全域を対象にルメリのユリユクの居住地と世帯数, 人数を記録したユリユク台帳が作成された⁶⁰⁾。この台帳にはルメリのユリユクの人口は, 計1,116世帯, 1万6,582人と記録されている。ただし, この台帳にはユリユクの総数のみでエシキンジやヤマクの人数は記されていない。

59) [MD100: 119], [MD101: 15, 46, 67-68], [MD102: 25, 58, 201, 207], [MD104: 30], [Refik 1989: 94-95, 102-03, 106] また, 1095年ラビー・ル＝アウワル月朔日 *ğurre* /1684年2月17日付ユリユク台帳 [MAD.d.7979: 27], 1096年ラビー・ル＝アウワル月11日/1685年2月15日付ユリユク台帳 [MAD.d.3302: 24] には「ルメリにいるエシキンジのユリユクの一団は逃亡し逃散している。戦争が勃発すると, エシキンジ供出の目的で(ルメリのユリユクの)部族が徴用され *aşiret çıkarılmakla*, 前述の一団(すなわちルメリにいるエシキンジのユリユク)めいめいの名前が台帳に記録されるために……(後略)」と書かれている。また1098年サファル月10日/1686年12月26日付ユリユク台帳 [MAD.d.4987: 5] には, 戦役での動員のために台帳が作成されたという旨が書かれており, ルメリのユリユクの戦役での動員とユリユク台帳作成が明確に結び付けられていることが分かる。

60) [KK.d.2737], [Gökbilgin 2008: 257-70] ギョクビルギンは征服者の子孫たちが記録された最初の台帳としてこの [KK.d.2737] をあげており, 以降の研究も [KK.d.2737] を初の征服者の子孫たちを記録した台帳と考え, この年の前後に征服者の子孫たちは成立したとみなしている [DİA: Evlad-ı Fatihan], [Gökbilgin 2008: 256-57], [Orhonlu 1987: 3-5], [Özcan 2008: 235-36]。しかし, [KK.d.2737] 台帳の本文中には「ユリユク」の語が出てくるのみで征服者の子孫たちの語は見られない。台帳を開いた本文の頭でも「州のユリユクの簡易帳による(AH.)1102年付ルメリ・ユリユクの記録者ハサン・バシヤの租税台帳 *Defter-i icmāl-i yörükân-ı vilâyet mücebince defter-i taḥrîr-i Ḥasan Paşa-yı muḥarrir-i Yörükân-ı Ruméli el-vâkı' fî sene 1102*」とルメリのユリユクの総称としてルメリ・ユリユク *Yörükân-ı Rüméli* の語が用いられているが, 征服者の子孫たちという語は用いられていない。台帳の表紙には「(AH.)1102年付ハサン・バシヤの記録からの征服者の子孫たちの歩兵台帳 *Defter-i piyâdegân-ı evlâd-ı fâtiḥân 'an taḥrîr-i Ḥasan Paşa el-vâkı' fî sene 1102*」と書かれているが, 明らかに本文の文字とは筆跡が異なっており, 後に綴じ直した際に現存する表紙が付け足された可能性が高い。また, 1107年ラビー・ル＝アーヒル月下旬/1695年11月下旬-12月上旬にはモレア遠征に関連して「ユリユクの一団 *yörük ṭâyifesi* から2,000人の兵を供出せよ」という命令が発布されている [MD106: 334], [Refik 1989: 110-11]。これらのことを考慮すると, [KK.d.2737] が作成された1102年/1690-91年には征服者の子孫たちはまだ設立されていないと考えるのが妥当であろう。

この時期のルメリのユリユクのエシキンジ、ヤマクの数を知るためには、1102年ジュマダー・ル＝アウワル月7日／1691年2月6日付で作成されたルメリのユリユク台帳簡易帳⁽⁶¹⁾が参考になる。台帳には、カリナーバード *Ḳarinābād*、カザンラク *Ḳazanlık*、パザルジク *Tātārpāzārı*、プロヴディフ、エディルネ、ハスキヨイ *Hāşşköy*⁽⁶²⁾ 一帯に住む「エシキンジ、ヤマクのユリユクの一団 *ṭāyife-i yörükān-ı eşkinci ve yamāḳān* と聖地メディナ、ガーズイー・エヴレノス、スルタン・バヤズィット、スルタン・ムラトの臣民⁽⁶³⁾ *re'āyā-yı Medīne-i Münevver ve Ġāzī Evrenos ve Sultān Bāyazīd ve Sultān Murād* と油屋 *yağcı*⁽⁶⁴⁾、砲弾職人 *küreci*⁽⁶⁵⁾」の数は計3,233人、その中でエシキンジは計452人と記されている。25人中5人がエシキンジであった16世紀よりも7人につき1人とエシキンジの比率は下がっており、台帳に記録され徴用の対象にされた集団は必ずしもルメリのユリユクに限らないことがここから分かる⁽⁶⁶⁾。その他、

- (61) 台帳そのものは確認できないが [MD101: 67-68] に台帳の写しが記録されている。本稿ではこの写しを用いた。
- (62) いずれもルメリ州の東部、現在のギリシア、ブルガリア、トルコ、マケドニアにまたがる地域にあたりルメリのユリユクが多数居住していた [Gökbilgin 2008]。
- (63) [MD102] では「スルタン・バヤズィット、スルタン・ムラト、ガーズイー・エヴレノスのワクフ *evḳāf* のユリユク」と書かれている [MD102: 6]。ワクフの財源に遊牧民の支払う税を割り当てることはオスマン朝ではしばしば見られた。例えば、アナトリアの広範な範囲で遊牧生活を送っていたイエニール・テュルクメン *Türkmān-ı Yeni-il* はウスキュダルの母後のワクフ宛に税を支払っていた [Halaçoğlu 2011: xix]。
- (64) 元来は油屋ではなく、弓職人 *yaycı* が転訛した可能性もある。なお、1989年／1581-82年にはルメリ州各地の油屋をまとめた「故スルタン・ムラト・ハーン——彼の墓土が芳しくあれかし——の救貧所のワクフの油屋と前述の油屋の息子たちの独身者と子供の台帳 *Defter-i yağcıyān-ı evḳāf-ı 'İmāret-i 'Āmire-i merḥūm ve mağfūrun ileyhi Sultān Murād Ḥān —— ṭāba ṣarāhu —— ve mücerredān ve sağırān-ı ibnā'-ı yağcıyān-ı mezbūrān*」が作成されており、この集団自体はエディルネにあるムラト2世の救貧所のワクフと結びつく形で16世紀からルメリ州各地にいたことが分かる [T.T.d.597]。
- (65) 16世紀に作られたセリム2世期の法令集では、油屋、砲弾職人ともに「アヴァールズ税の徴集免除」とされている。[Selim II: 232, 229, 324]。また、1987年／1579-80年に作成されたニコポリス *Niğbolı* 県法令集では、ニコポリス県の油屋はスルタン・ムラトの救貧所に油を提供する代わりにアヴァールズ税が免税とされていたが、今後は他の臣民と同じくアヴァールズ税を徴収し、他の臣民と同額の耕地税を徴収するという旨が書かれている [Murad III KN: 509-10]。
- (66) [MD101: 67]

枢機勅令簿に記録されたルメリのユリユクの戦役参戦命令の中でも、ルメリのユリユクのエシキンジ、ヤマクに加えて上記のワクフの臣民等が徴用対象としてあげられている⁶⁷⁾。

このような徴用命令や台帳登録に対し、ルメリのユリユク側では16世紀と同様に抵抗して命令拒否や逃亡することが幾度と無く見られた。結果、中央政府は命令違反者の処罰令を何度も発布することになり「ユリユクの子はユリユクである」とユリユク身分が世襲であることを再び確認し、台帳登録から漏れた人間を登録する目的で台帳の再作成を数度命じている⁶⁸⁾。

1690年を境にルメリのユリユクは再び兵員として徴用されるようになった。しかしながらユリユクの徴用は必ずしも順調に進んだわけではなく、ユリユクの反発や抵抗への対応をオスマン朝中央政府は余儀なくされていた。また、兵員徴用のためにはルメリのユリユクやその他前述の諸集団を統一的に記録し管理することが必要になっていたのである。

このようなまさに準軍人としてのルメリのユリユクの再徴用の流れの中で、1108年ラビー・ル＝アウワル年18日／1696年10月15日付の台帳作成命令書の中で初めて明確な形で「征服者の子孫たち」という語が登場する。

我が偉大なる父祖——崇高なる神が彼らの確証を照らしますように——の陛下達とともに、昔、神のために聖戦 *ğazā vu cihād* を目指して諸氏族諸部族 *qabāil ü 'aşāyir* とともにアナトリアからバルカン半島へ *Anad(ṭ)ol'dan Rumēli'ye* 渡り、明白なる（イスラームの）信仰を誇りに奉仕に励んだ征服者の子孫たち *evlād-ı fātiḥān* は戦役へ駆ける軍人 *sefer eşer 'askeri* の一団である。故に、以前に発布された我が栄光の帝王の宸筆 *ḥaṭṭ-ı hümāyūn-ı şevket-maḳrūnum* に従い、その全員が免税とされた。以前に一定の人数が台帳に記録され軍人として記録されたが、一時これらの者は臣民と記録され、ユリユクと名付けられた。また、ワクフとゼアメトとティマルとハースの中では臣民として一部が軍人とは別物と（記

67) [MD99: 166, 171], [MD100: 12-13, 16, 62, 119], [MD102: 9, 41], [Refik 1989: 92, 94-95, 98]

68) [MD102: 58, 201, 207], [MD104: 30]

録)された。しかし、(そもそも)これらの者は軍人の一団の一部である。現在、ジュマパザル Cumāpāzārī, サルギョル Şarigöl, エウリ・ブジャク Eğri Bucāk, チャルシヤンベ別名サルギョル Çaharşambe nām-ı diğēr Şarigöl, マナストゥル Manastır, ピルレペ Pirlepe, ギュムルジネ Gümülcine, オズィチェ Öziçe, エウル・ハスキョイ Eğır Hāşşköy, イフティマーム İhtimām, フィロリナ Filorina, イェニジェ・イ・ヴァルダル Yenice-yi Vardar, ドゥブニチェ Dubniçe, スコピエ Üsküp, スルタンイエリ Sultānyeri⁽⁶⁹⁾の人々の大半は征服者 fātiḥān でありユリユクと名付けられているが、(台帳に)書かれていないことが我が吉兆なる耳に届いた。前述の者の先祖は偉大なる父祖とともにアナトリアからやって来てバルカン半島征服の奉仕に励み、戦役の際には駆ける軍人であったので、今後、ユリユクの名は廃止され、戦士の歩兵 sefer-ber piyādegān と名付けられ……(後略) [İE.DH.: 18/1705]

この命令書により、ルメリ州ではユリユクの語は廃止され、歩兵として台帳に登録されることが決定された。さらに、この命令ではルメリ州に住むユリユク、すなわちルメリのユリユクは「アナトリアからルメリへ渡りオスマン朝のバルカン半島征服に従事した征服者の子孫たち」であると明白に述べられている。続けて、1163年ジュマダー・ル＝アウワル月17日／1750年4月24日に発布された命令書には「ルメリ州の25郡に住むユリユクと呼ばれる征服者の子孫たち yörük ta'bīr olunan evlād-ı fātiḥān の一団」と書かれており、ルメリのユリユクから征服者の子孫たちに改名されたことが分かる⁽⁷⁰⁾。さらに、ルメリのユリユクが持っていた免税特権と参戦義務を引き継ぐことを正当化するために「父祖の時代にアナトリアからバルカン半島へ渡り征服活動に従事した」という14世紀に遡るオスマン朝のバルカン半島征服の故事が持ちだされたことが確認できる。そしてこの命令を受け、1年も経たないうちにルメリ州に住む征服

(69) いずれもルメリ州の東部、現在のギリシア、ブルガリア、トルコ、マケドニアにまたがる地域にあたり、ルメリのユリユクが多数居住していた [Gökbilgin 2008]。

(70) [C.AS.265/11004]

者の子孫たちの人数と居住地を記した台帳が作成されたのである⁽⁷¹⁾。

枢機勅令簿での征服者の子孫たちに関する命令の初出は、1109年ジュマダー・ル＝アーヒル月下旬／1697年12月中旬－下旬に発布されたニコポリス⁽⁷²⁾、スイリストレ Silistre⁽⁷³⁾県に住む3,380人の「征服者の息子たち」から639人のエシキンジを供出せよというハンガリー戦役に伴う動員命令である。ルメリのユリユク時代にはエシキンジの比率は7人から1人であったが、ここでは5人中1人と徴用されるエシキンジの比率が増加している。またこの命令の中にも「聖戦を目指して諸氏族諸部族とともにアナトリアからルメリへ渡り、明白なる信仰を誇りに職務に励む征服者の子孫たちは戦役へ掛ける軍人の一団である」⁽⁷⁴⁾という文言が登場している。かつてのルメリのユリユクは、ユリユクの名前が廃止された後、バルカン半島征服の故事にちなんだ征服者の子孫たちという名で呼ばれるようになっていた⁽⁷⁵⁾ことがこの記述から分かる。

ルメリのユリユクという集団は17世紀に入ると、もはや軍事面で活用されることはほぼなくなり、ヤマク税という一種の人頭税を支払う特殊な税制下に置

(71) 1108年シャーバーン月11日／1697年3月5日に作成された台帳には、本文の頭に「(AH.) 1108年付ルメリの一部の郡における征服者の子孫たちについてのハサン・パシャの租税台帳に基づく Ber mücib-i defter-i taḥrîr-i Ḥasan Paşa 'an evlād-ı fātihān der cānib-i ba'zı kaza'-ı Rumēli el-vākı' fī sene 1108」と書かれており、文中の他の部分でも征服者の子孫たちの語が用いられている [KK.d.2782], [Gökbilgin 2008: 277-79]。この後も征服者の子孫たちを記録した台帳は繰り返し作成されている [Gökbilgin 2008: 280-342]。

(72) ドナウ川南岸中流域に位置する都市。現在はブルガリア領。

(73) ドナウ川南岸下流域に位置する都市。現在はブルガリア領。ニコポリス、スイリストレ県ともに多くのルメリのユリユクが居住していた [Gökbilgin 2008]

(74) [MD110: 210], [Refik 1989: 114-16]

(75) 1110年シャーバーン月下旬／1699年2月下旬付で発布された命令 [MD110: 607], [Refik 1989: 116-17] の中で「ルメリ州でも (AH.) 1102年から台帳への記録 taḥrîr ü şebt-i defter がなされた征服者の子孫たち」と書かれている。先行研究では先述の [KK.d.2737] と合わせて1102年／1690-91年に征服者の子孫たち軍団が創設されたことを指すと考えられている [Çetintürk 1943: 115-16] [Gökbilgin 2008: 255-56], [DİA: Evlad-ı Fatihan] が、[KK.d.2737] が実際にはルメリ・ユリユク台帳であり、ユリユクの名前の廃止と征服者の子孫たちの台帳作成命令が1108年／1696-97年に発布されていることを考えると、この記述は1102年／1690-91年以降に作成されたルメリ・ユリユク台帳の記録に基づいて、後に征服者の子孫たちが創設されたことを述べていると解釈すべきであろう。

かれた集団としてその命脈を保っていた。しかし、17世紀末に、相次ぐ戦争に伴い軍の兵員需要を満たすために、再びルメリのユリユクは兵員として徴用されるようになり、戦役への参加命令が次々と発布されるようになった。しかし、兵員として徴用されることにルメリのユリユクは反発、台帳登録を拒否することも見られ、ルメリのユリユクからの兵員徴集を正当化する必要が生じていた。また、ルメリのユリユクのエシキンジ、ヤマク以外に存在していた種々の集団をまとめ、統一かつ効率的に兵員を徴集することも求められていた。これらの問題を解決する目的で、ルメリのユリユク時代には決して強調されて来なかったオスマン朝のバルカン半島征服の故事が戦役への参加義務と免税特権を正当化する根拠として持ちだされ、ルメリのユリユクを核に征服者の子孫たちという統一的な準軍人集団が創設されたのである。

5. むすびにかえて

オスマン朝のバルカン半島進出をきっかけに、15世紀から16世紀にかけてバルカン半島で形成されたルメリのユリユクは通常の臣民とは異なり、兵員、非戦闘員として徴用されることと引き換えに一部税の免税特権を有する準軍人であり、軍事行動に関連する各種仕事へ労働力を提供していた。ルメリのユリユクはこのような徴用に対して時に反発し抵抗したものの、16世紀を通じてその役割を果たし続け、中央政府もルメリのユリユクという集団の維持管理に努めた。17世紀に入り、兵員や非戦闘員として徴用されることがなくなっても、通常の臣民とは異なる税制を適用された集団としてルメリのユリユクは存続していた。そして相次ぐ戦争により兵員の需要が増大した17世紀末に、ルメリのユリユクに対する戦役への参加命令が再び出されるようになった。結果、徴用令に対するルメリのユリユクの反発を抑え、全体像を把握することが困難になっていたルメリのユリユクを统一的に管理し、そこから兵員を供出するために「アナトリアからバルカン半島へ征服のために渡ってきた」という征服の話が戦役参加義務と免税特権の根拠として新たに持ちだされ、ルメリのユリユクをもとに征服者の子孫たちという統一的な準軍人集団が生み出されるに至ったの

である。

19世紀中頃に始まったタンズイマート改革は、オスマン朝の政治制度のみならず社会、経済、文化を大きく変えていった。雑多な諸集団や諸制度が統合され画一化されていく流れの中で、1845年に征服者の子孫たちの持つ戦役への参加義務と免税特権は廃止され、今後は他の臣民と同等に扱われることが決定された⁷⁶⁾。15世紀から続いてきた、参戦義務と引き換えに免税特権を持つという一準軍人集団の歴史はこうして終焉を迎えた。

本稿では、ルメリのユリユクと征服者の子孫たちを考察対象としたが、オスマン朝において類似の準軍人制度はこの他にいくつも存在した。それら諸制度との比較や検討、アナトリアからバルカン半島へ渡った他の移住者や先住民にあたるキリスト教徒といった他のコミュニティとの相互関係、影響の分析は稿を改めて論じることとしたい。

参考文献

5-1. 一次史料（史料略号併記）

5-1-1. 未公刊史料

[C.AS.]: BOA, Cevdet Askeriye tasnifi numara(nr.) 265/11004.

[C.DH.]: BOA, Cevdet Dahiliye tasnifi nr. 5/210, 37/1811.

[İE.AS.]: BOA, İbnülemin Askeriye tasnifi nr. 14/1329.

[İE.DH.]: BOA, İbnülemin Dahiliye tasnifi nr. 18/1705.

[KK.d.]: BOA, Kamil Kepeci Defteri nr. 2737, 2782.

[MAD.d.]: BOA, Maliyeden Müdevver Defteri nr. 620, 3302, 3619, 4807, 4961, 4987, 4995, 5809, 5114, 6247, 6641, 6678, 7979, 18319.

[MD]: BOA, Mühimme Defterleri(A. |DVNSMHM.d.) nr. 3, 5-7, 9, 12, 14, 16, 19, 22-24, 26-27, 29-30, 33-36, 39-40, 42, 44, 46-48, 53, 55, 58, 60-61, 70, 78-79, 85, 99, 100-102, 104, 106, 110.

[TT.d.]: BOA, Tapu Tahrir Defteri nr. 1M, 222-226, 230, 303, 354, 357, 370, 597, 614, 616, 620, 631, 685, 705, 707, 721, 770, 774, 1008.

5-1-2. 公刊史料

[Aşıkpaşazade]: Ahmed Aşıkpaşazade, *Tevarih-i Al-i Osman'dan Aşıkpaşazade*

⁷⁶⁾ [C.DH.5/210], [C.DH.37/1811], [Çetik 1971: 84-85], [Özcan 2008]

- tarihi*. Matbaa-i Amire, İstanbul, 1332 [1914].
- [Barkan 1943]: Barkan, Ö. L., *XV ve XVIncı asırlarda Osmanlı İmparatorluğunda zirâî ekonominin hukukî ve malî esasları 1. cilt: kanunlar*, Bürhaneddin Matbaası, İstanbul, 1943.
- [Bayezid II KN]: Akgündüz, A., *Osmanlı kanunnâmeleri ve hukukî tahrilleri: 2. kitap II. Bâyezid devri kanunnâmeleri*, FEY Vakfı Yayınları, İstanbul, 1990.
- [Fatih KN]: Akgündüz, A., *Osmanlı kanunnâmeleri ve hukukî tahrilleri: 1. kitap Osmanlı hukukuna giriş ve Fatih devri kanunnâmeleri*, FEY Vakfı Yayınları, İstanbul, 1990.
- [İnalcık 1987]: İnalcık, H., *Hicrî 835 tarihli sûret-i sancak-ı Arvanid*, Türk Tarih Kurumu Basımevi, Ankara, 1987(2. baskı).
- [Kanuni KN]: Akgündüz, A., *Osmanlı kanunnâmeleri ve hukukî tahrilleri: 6. kitap, Kanunî devri kanunnâmeleri, II. kısım, Kanunî devri eyâlet kanunnâmeleri (II)*, FEY Vakfı Yayınları, İstanbul, 1993.
- [Murad III KN]: Akgündüz, A., *Osmanlı kanunnâmeleri ve hukukî tahrilleri: 8/I. kitap III. Murad devri kanunnâmeleri, 8/II. kitap III. Mehmed devri kanunnâmeleri*, Osmanlı Araştırmaları Vakfı Yayınları, İstanbul, 1994.
- [Oruç Beğ]: *Oruç Beğ tarihi: Osmanlı tarihi 1288-1502: giriş, metin, kronoloji, dizin, tıpkıbasım*, hazırlayan Öztürk, N., Çamlıca Basım Yayın, İstanbul, 2007.
- [Refik 1989]: Refik, A., *Anadolu'da Türk aşiretleri: 966-1200*, Enderun Kitabevi, İstanbul, 1989(2. baskı).
- [Selim II KN]: Akgündüz, A., *Osmanlı kanunnâmeleri ve hukukî tahrilleri: 7/I. kitap Kanunî devri kanunnâmeleri(IV), 7/II. kitap II. Selim devri kanunnâmeleri*, Osmanlı Araştırmaları Vakfı Yayınları, İstanbul, 1994.
- [Yazıcızade Ali]: *Tevârih-i Âl-i Selçuk, Oğuznâme-Selçuklu târihi: giriş-metin-dizin*, hazırlayan Bakır, A., Çamlıca, İstanbul, 2009.

5 – 2. 二次史料

- Aktepe, M. M., “XIV-XV. asırlarda Rumeli'nin türkler tarafından iskânına dair”, *Türkiyat Mecmuası*, X, 1951-53, 299-312.
- Altınöz, İ., “XVI. yüzyılda Osmanlı Devleti yönetimi içerisinde çingeneler”, *Yeryüzünün yabancılar çingeneler*, hazırlayan Kolukırcık, S., Simurg Kitapçılık Yayıncılık ve Dağıtım, İstanbul, 2007, 13-32.
- , “XVI. yüzyılda Çingene Sancağı”, in *XV. Türk Tarih Kongresi(Ankara 11-15 Eylül 2006): IV. cilt I. kısım Osmanlı tarihi*, Türk Tarih Kurumu Basımevi, Ankara, 2010, 997-1008.
- Bostan, İ., *Osmanlı bahriye teşkilâtı: XVII. yüzyılda Tersâne-i Âmire*, Türk Tarih

- Kurumu Basımevi, Ankara, 2003(2. baskı).
- Cahen, C., *Pre-Ottoman Turkey: a general survey of the material and spiritual culuture and history c. 1071-1330*, Jones-Williams, J. (trs.), Sidgwick & Jackson, London, 1968.
- Çetintürk, S., "Osmanlı İmparatorluğunda yürük sınıfı ve hukuki statüleri", *Ankara Üniversitesi Dil ve Tarih Coğrafya Fakültesi Dergisi*, II, 1, 1943, 107-16.
- Çevik, H., *Tekirdağ Yürükleri: Tekirdağ tarihi araştırmaları*, Eko Matbaası, İstanbul, 1971.
- Doğru, H., *Osmanlı İmparatorluğu'nda yaya-müsellemler-taycı teşkilatı: XV. ve XVI. yüzyılda Sultanönü Sancağı*, Eren Yayıncılık ve Kitapçılık, İstanbul, 1990.
- Emecen, F. M., *Osmanlı klasik çağında hanedan, devlet ve toplum*, Timaş Yayınları, İstanbul, 2011.
- Gökbilgin, M. T., *Rumeli'de yürükler, tatarlar ve evlâd-ı fâtiyhân*, İşaret Yayınları, İstanbul, 2008(2. baskı).
- Halaçoğlu, Y., *XVIII. yüzyılda Osmanlı İmparatorluğu'nun iskân ve siyaseti ve aşiretlerin yerleştirilmesi*, Türk Tarih Kurumu Basımevi, Ankara, 2006.
- , *Anadolu'da aşiretler, cemaatler, oymaklar: 1453-1650*, cilt 1-6, Togan Yayıncılık, İstanbul, 2011.
- İnalçık, H., "Suleiman the lawgiver and Ottoman law", *Archivum Ottomanicum*, I, 1969, 105-38.
- , "Osmanlıların Trakya'ya yerleşmesi", *Doğu Batı: Düşünce Dergisi*, XIII, 52, 2010, 1-24.
- İlhan, M. M., "Osmanlı su yollarının sevk ve idaresi", *Tarih Araştırmaları Dergisi*, XXVII, 44, 2008, 41-66.
- Kafadar, C., *Between two worlds: the construction of the Ottoman State*, University of California Press, Berkeley & Los Angeles & London, 1996.
- Kütükoğlu, M. S., *XV ve XVI. asırlarda İzmir Kazasının sosyal ve iktisâdî yapısı*, İzmir Büyükşehir Belediyesi Kültür Yayını, İzmir, 2000.
- Lowry, H. W., *Studies in defterology : Ottoman society in the fifteenth and sixteenth centuries*, Isis Press, Istanbul, 1992.
- Orhonlu, C., *Osmanlı İmparatorluğu'nda aşiretlerin iskâmı*, Eren Yayıncılık ve Kitapçılık, İstanbul, 1987.
- , *Osmanlı İmparatorluğunda derbend teşkilâtı*, Eren Yayıncılık ve Kitapçılık, İstanbul, 1990(yazan kendi ekleriyle genişletilmiş 2. baskı).
- Özcan, A., "Evlâd-ı Fâtiyhân'ın Asâkir-i Mansûre-i Muhammadiyye ordusuna ilhakı için yapılan çalışmalar", *Türklük Araştırmaları Dergisi*, 19, 2008, 235-46.
- Sümer, F., "XVI. asırda Anadolu, Suriye ve Irak'ta yaşayan Türk aşiretlerine

- umumî bir bakış”, *İstanbul Üniversitesi İktisat Fakültesi Mecmuası*, XI, 1-4, 1949-50, 509-23.
- Şerefgil, E. M., “Rumeli’de eşkinçi yürükler”, *Türk Dünyası Araştırmaları*, II, 12, 1981a, 64-80.
- , “Rumeli’de İstâblı-Âmire Voynukları”, *Türk Dünyası Araştırmaları*, II, 14, 1981b, 137-47.
- Uzunçarşılı, İ. H., *Osmanlı tarihi: I. cilt, Anadolu Selçukları ve Anadolu Belylikleri hakkında bir mukaddime ile Osmanlı Devleti’nin kurululundan İstanbul’un fethine kadar*, Türk Tarih Kurumu Basımevi, Ankara, 2011 (10. baskı).
- Yılmaz, F., “Edremit Yayaları ve yaya teşkilâtının kaldırılması hakkında bilgiler”, *Osmanlı Araştırmaları*, XIX, 1999, 149-180.
- hazırlayan Yaşaroğlu, A., *Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi koğuşlar 888 numaralı mühimme defteri (1a-260a. tahlil ve transkript)*, T. C. İstanbul Üniversitesi Sosyal Bilimler Enstitüsü Yeniçağ Tarihi Anabilim Dalı, yüksek lisans tezi, İstanbul, 1995.
- [DİA]: *Diyanet Vakfı İslam Ansiklopedisi*, Türkiye Diyanet Vakfı, İstanbul, 1988-..
- [Osmanlı tarih deyimleri]: Pakalın, M. Z., *Osmanlı tarih deyimleri ve terimleri sözlüğü*, cilt 1-3, Milli Eğitim Bakanlığı ve Yayınları, İstanbul, 1993.
- Sertoğlu, M., *Osmanlı tarih lügatı*, Enderun Kitabevi, İstanbul, 1986 (düzeltilmiş ve ilaveli 2. baskı).
- アルジャンル, İ. 「オスマン帝国におけるアシレットとユリュクとの区別」永田雄三 (訳) 『東洋学報』 LXII, 3-4, 1981, 452-69.
- 澤井一彰 「トルコ共和国総理府オスマン文書館における『枢機勅令簿 Mühimme Defteri』の記述内容についての諸問題：16世紀後半に属する諸台帳を事例として」 『オリエント』 XLIX, 1, 2006, 165-84.
- 【付記】 本稿は財団法人平和中島財団日本人奨学生奨学金によりトルコ共和国イスタンブール大学へ留学した際の研究成果の一部である。ここに記して謝意を示したい。

表1 ユリユク台帳一覧表

ファンド名	台帳作成年		記録対象となるユリユクの集団
	no.	AH. AD.	
TT.d.	222	950 1544	コジャジユク・ユリユク
TT.d.	223	950 1544	ナアルドケン・ユリユク
TT.d.	224	950 1544	オフチャボル・ユリユク
TT.d.	225	950 1544	セラニク・ユリユク
TT.d.	226	950 1544	ヴィゼ・ユリユク
TT.d.	230	950 1544	テキルダー・ユリユク
TT.d.	303	964 1557	ヴィゼ・ユリユク
TT.d.	354	973 1566	オフチャボル・ユリユク
TT.d.	357	973 1566	ナアルドケン・ユリユク
MAD.d.	4995	973 1566	ヤンボル・ユリユク Yörükân-ı Yanbolı その他
TT.d.	1008	974 1566	テキルダー・ユリユク
MAD.d.	620	981 1574	ナアルドケン・ユリユク
TT.d.	614	992 1584	コジャジユク・ユリユク, テキルダー・ユリユク
TT.d.	616	993 1585	ナアルドケン・ユリユク
TT.d.	620	993 1585	ナアルドケン・ユリユク
TT.d.	631	993 1585	テキルダー・ユリユク
TT.d.	685	1005 1597	ナアルドケン・ユリユク
TT.d.	705	1017 1609	ヴィゼ・ユリユク
TT.d.	707	1017 1608-09	ナアルドケン・ユリユク
TT.d.	721	1022 1613	ヴィゼ・ユリユク
MAD.d.	6678	1028 1618-19	テキルダー・ユリユク
MAD.d.	18319	1039 1630	テキルダー・ユリユク
MAD.d.	5809	1047 1637	コジャジユク・ユリユク
TT.d.	770	1051 1642	コジャジユク・ユリユク, ヴィゼ・ユリユク
TT.d.	774	1051 1642	テキルダー・ユリユク
MAD.d.	3619	1058 1649	セラニク州, キュステンディル Köstendil 県のユリユク
MAD.d.	4807	1080 1669	ルメリ州各地に住むユリユク諸集団
MAD.d.	4961	1081 1671	セラニク・ユリユク
MAD.d.	6247	1086 1675	セラニク・ユリユクその他
MAD.d.	6641	1086 1675	テキルダー・ユリユクその他
MAD.d.	5114	1086 1675	ナアルドケン・ユリユク
MAD.d.	3302	1093 1682	セラニク州ケレメルイェ Kelemerye 郡のユリユク
MAD.d.	7979	1095 1684	オフチャボル・ユリユク, ナアルドケン・ユリユク, テキルダー・ユリユク, セラニク・ユリユク, ヴィゼ・ユリユク
MAD.d.	4987	1098 1686	テキルダー・ユリユク
KK.d.	2737	1102 1690-91	ルメリ・ユリユク Yörükân-ı Ruméli

offices antecedent to their appointment, no specific career pattern could be discerned. Sixth, reaching the office of *baḥşī-ān-i 'izām* functioned as a path of advancement for the close relatives of influential figures. This point differs greatly from the case of the minister of finance. Seventh, in terms of the order of appointment, *baḥşī-ān-i 'izām* had precedence over the minister of the imperial household and was subordinate to the minister of finance. This likely paralleled the order of responsibilities within the state system.

**FROM THE YÖRÜK IN RUMELI TO THE DESCENDANTS
OF THE CONQUERORS: THE ESTABLISHMENT AND
DEVELOPMENT OF THE SEMI-WARRIOR STATUS
OF THE “NOMADIC PEOPLE”
IN THE OTTOMAN EMPIRE**

IWAMOTO Keiko

After the subjugation of the Balkan Peninsula by the Ottoman Empire, many people crossed from Anatolia to the Balkan Peninsula, which was named *Ruméli*. From Western Anatolia, Turkish nomadic people called *yörük* emigrated and settled in various locations, forming tribal groups. Based on the *yörük* in *Ruméli*, the group known as the descendants of the conquerors (*Evlād-ı Fātiḥān*) was created in the late 17th century.

In this article, I employ source materials such as tax registers (*taḫṣīr defteri*), legal codes (*ḳānūn-nāme*) and registers of imperial edicts (*mühimme defteri*) to study the role played by the *yörük* in *Ruméli* in the Ottoman society, the kind of relationship they built with the central government, and the reason why the descendants of the conquerors was created among the *yörük* in *Ruméli*.

In the 16th century, in exchange for a partial tax exemption, the *yörük* in *Ruméli* participated in battles as soldiers in time of war and engaged in various kinds of non-combatant labor in times of peace. The central government and the *yörük* in *Ruméli* were often at odds over the duty to serve the military or in various types of labor service, but because the *yörük* in *Ruméli* were an important source of labor during times of war and peace, the central government never dis-

mantled the *yörük* in *Ruméli* throughout the 16th century. The *yörük* in *Ruméli* ceased to be mobilized as laborers or soldiers during the 17th century, but as large numbers of troops were required for successive wars at the end of the 17th century, orders for the conscription of the *yörük* in *Ruméli* were once again issued. In order to provide troops from the *yörük* in *Ruméli* and suppress their resistance to military conscription, it was necessary to control the *yörük* in *Ruméli* as a unified whole and manage them as a single unit. Thus, in order to legitimize their military service, the discourse that the *yörük* in *Ruméli* were the descendants of conquerors who had come from Anatolia to the Balkan Peninsula was promoted. And for this, the troops made from the *yörük* in *Ruméli* were named the descendants of conquerors.